

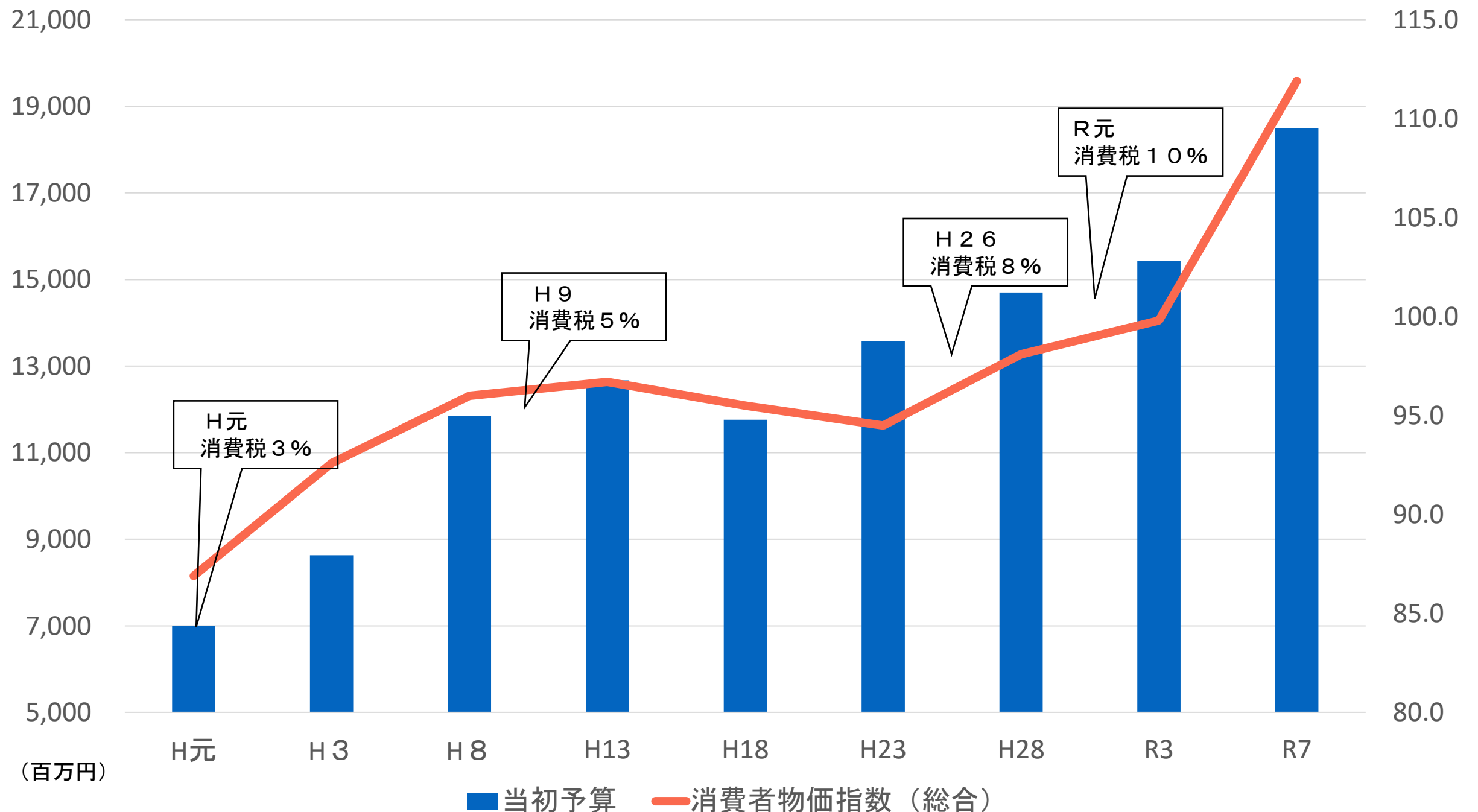
受益者負担の公平性の確保について

ちょうどいいが いちばんいい *nagaizumi*

令和 8 年 5 月 15 日

1 社会環境の変化

- ・当初予算 : 平成元年 70億円 ⇒ 令和7年 185億円 (+115億円、+164%)
- ・消費者物価指数 : 平成元年 86.9 ⇒ 令和7年 111.9 (+25ポイント、+29%)



(出典: 厚生労働省 賃金構造基本統計調査、総務省統計局)

2 補助金、交付金等の効果検証と見直し（負担金、補助金、交付金の違い）

地方公共団体が予算執行する「負担金」、「補助金」、「交付金」の違いは下記のとおりである。

■負担金

特定の事業や団体に対して、法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもの

■補助金

特定の事業、活動等を支援、育成するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの

■交付金

団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

2 補助金等の効果検証と見直し（当初予算に占める補助金の割合）

当町は近隣市町と比較して当初予算に占める補助金の割合が高い傾向にある。
なお、当町の補助金は民生費、衛生費に占める割合が高いが、他市町は民生費や衛生費もしくは総務費、農林水産業費、商工費に占める割合が高い。

当初予算に占める補助金の割合

市町	R 8	R 7
長泉町	3.1%	3.4%
清水町	2.4%	1.9%
小山町	3.2%	3.6%
沼津市	1.7%	1.8%
三島市	2.9%	3.7%
裾野市	1.4%	2.0%
御殿場市	2.7%	2.3%

※大規模事業に充てる臨時的な補助金を除く

2 補助金、交付金等の効果検証と見直し（補助金の分類）

■負担金・補助金・交付金のうち、補助金については下記のように分類する。

分類		説明
義務的・制度的補助金		・ 国、県等の制度（法令等）に基づき補助するもの ・ 他の市町村との協議により補助するもの
政策的補助金		
	事業費補助金	特定の事業（イベント・大会支援、施設整備支援、行政補完等）に対して、その事業の公益性を町が認識し、当該事業を推進奨励するために補助するもの
	団体運営費補助金	・ 公益性のある事業を行う団体の支援や自立を促す目的で、運営費に対して一定期間補助するもの ・ 団体等が実施する事業に公益性があると認定したうえで、その団体等の運営に必要な基礎的な経費に対して補助するもの
	償還補助金	・ 団体等が実施する事業の借入金に対して補助するもの

2 補助金、交付金等の効果検証と見直し(事例紹介：事業費補助金)

- 事業費補助金のうち、個人対象を対象とするもの
(令和8年度 41件 予算額 118,608千円)

○青木村宿泊施設利用費助成金（平成8年度～）

長野県青木村を訪れ村内宿泊施設に宿泊する住民に対し、1泊につき3,000円の助成券を発行。

平成26年度	利用人数：123人	宿泊数：130泊	助成金額：390,000円
令和元年度	利用人数：97人	宿泊数：111泊	助成金額：333,000円
令和6年度	利用人数：74人	宿泊数：82泊	助成金額：246,000円

○定住のための新幹線通学支援補助金（平成30年度～）【町独自施策】

三島駅から新幹線を利用して大学などに通学する学生に定期券購入費の一部（月額2万円上限）を補助。

令和2年度	補助件数：71件	補助金額：4,019,000円
令和6年度	補助件数：409件	補助金額：36,477,000円

○サステナブル住宅支援事業費補助金（平成21年度～令和8年度）

Z E H（ゼロ・エネルギー・ハウス）等の設置者に対して補助する

主な補助対象と補助額：太陽光発電システム10万円、家庭用蓄電池10万円、Z E H 30万円

平成26年度	申請件数：228件	補助金額：12,975,000円
令和元年度	申請件数：102件	補助金額：10,522,600円
令和6年度	申請件数：91件	補助金額：17,900,000円

補助金、交付金等の効果検証と見直し(事例紹介：事業費補助金)

○不妊・不育治療費助成金（平成16年度～）

不妊治療又は不育治療を受けた夫婦に対して補助する

1回15万円（特定不妊治療は1回20万円） 10回まで

平成26年度 申請件数：140件 補助金額：17,400,400円

令和元年度 申請件数：193件 補助金額：27,667,700円

令和6年度 申請件数：116件 補助金額：15,655,300円

○起業・創業支援事業費補助金（令和2年度～）

起業に係る事業費に対して補助する

令和2年度 申請件数：8件 補助金額：6,059,469円

令和6年度 申請件数：23件 補助金額：16,870,000円

○スポーツ競技大会参加補助金（平成22年度～）

各種競技で全国大会等に出場する個人・団体に対して補助する

平成26年度 申請者数：248人 補助金額：963,200円

令和元年度 申請者数：250人 補助金額：1,532,000円

令和6年度 申請者数：265人 補助金額：1,296,200円

2 補助金、交付金等の効果検証と見直し(事例紹介：団体運営補助金)

■ 団体運営費補助金の事例紹介

(令和8年度 32件 予算額 122,317千円)

○ 民生委員・児童委員協議会補助金（平成14年度以前～）

協議会の健全な運営と事業推進のための補助

平成26年度 補助金：5,967,000円

令和元年度 補助金：5,945,678円

令和6年度 補助金：6,466,120円

○ シルバー人材センター運営費補助金（平成14年度以前～）

シルバー人材センターの事業の充実と運営の適正化を図るための補助

平成26年度 会員数：371人 補助金：13,500,000円

令和元年度 会員数：337人 補助金：13,500,000円

令和6年度 会員数：301人 補助金：13,500,000円

○ 長泉町まとい会補助金（平成14年度～）

長泉消防の発展・充実に寄与しているまとい会の円滑な運営を図る

平成26年度 補助金：50,000円

令和元年度 補助金：50,000円

令和6年度 補助金：50,000円

2 補助金、交付金等の効果検証と見直し(事例紹介：団体運営補助金)

○地域づくり活動事業費補助金（平成23年度～）

生涯学習を推進し、地域の人々の心のふれあい、相互の思いやりと生きがいに満ちた地域社会を築くために、地域づくり活動事業を実施する各自治会に対して補助する

平成26年度	補助金：1,831,000円	41地区
令和元年度	補助金：1,885,000円	41地区
令和6年度	補助金：1,338,500円	30地区

○子ども会育成事業補助金（平成3年度～）

子どもの健全育成を目的とし、子どもたちの交流機会を提供する行事、大会及び研修会における活動並びに地域行事への参加等の活動を行う単位子ども会に対して補助する

平成26年度	補助金：1,126,500円	(500円×2,253人)
令和元年度	補助金：1,068,500円	(500円×2,137人)
令和6年度	補助金：782,000円	(500円×1,564人)

○スポーツ少年団補助金（平成22年度～）

スポーツ活動を通じた青少年の健全育成を目的に活動しているスポーツ少年団活動に対して補助する

平成26年度	補助金：800,000円	(20団×40,000円)
令和元年度	補助金：800,000円	(20団×40,000円)
令和6年度	補助金：800,000円	(20団×40,000円)

2 補助金、交付金等の効果検証と見直し(事例紹介：交付金)

■ 交付金の事例紹介

○長泉町医師クラブ交付金（平成14年度以前～）

町が実施する保健事業及び予防接種等の医療事業に対し、協力体制の充実を図る。

平成26年度 交付額 1,500,000円

令和元年度 交付額 1,500,000円

令和6年度 交付額 1,500,000円

○長泉町歯科医師会交付金（平成14年度以前～）

町が実施する歯科保健事業に対し、協力体制の充実を図る。

平成26年度 交付額 300,000円

令和元年度 交付額 400,000円

令和6年度 交付額 400,000円

○政務活動費交付金（平成14年度～）

会派又は議員に対し、調査研究などのための交付金として、議員1人当たり150,000円／年が交付される

平成26年度 交付額 2,239,156円

令和元年度 交付額 2,075,895円

令和6年度 交付額 2,090,379円

3 公共施設の使用料について（近隣比較①）

①文化センター

リハーサル室 (50人)	長泉町 (H8)	沼津市 (S58)	裾野市 (H4)	御殿場市 (S52)	小山町 (H3)
午前	1,000円	1,040円	1,430円	1,400円	1,800円
午後	1,300円	1,570円	2,200円	2,080円	2,100円
夜間	1,500円	2,090円	2,860円	2,820円	2,400円

会議室 (25人)	長泉町 (H8)	沼津市 (S58)	裾野市 (H4)	御殿場市 (S52)	三島市 (H2)
午前	500円	1,570円	1,430円	620円	1,070円
午後	600円	1,880円	1,540円	830円	1,600円
夜間	600円	2,090円	1,790円	1,250円	2,140円

②地区センター

調理室 (12人)	長泉町 (H10)	裾野市 (H19)	清水町 (H21)	小山町 (H11)
午前	500円	1,210円	1,200円	700円
午後	600円	1,430円	1,400円	1,000円
夜間	600円	1,320円	1,400円	1,300円

3 公共施設の使用料について（近隣比較②）

③生涯学習施設

ホール (200人)	長泉町 (H3) (200人)	裾野市 (H19) (196人)	清水町 (H21) (350人)	三島市 (H8) (150人)
午前	4,500円	3,960円	6,600円	4,300円
午後	5,000円	5,980円	8,800円	4,740円
夜間	5,000円	6,080円	8,800円	5,170円

第1会議室 (48人)	長泉町 (H3)	裾野市 (H19)	清水町 (H21)
午前	900円	1,430円	1,200円
午後	1,000円	1,980円	1,400円
夜間	1,000円	1,760円	1,400円

第2会議室 (16人)	長泉町 (H3)	三島市 (H8)	清水町 (H21)
午前	400円	750円	700円
午後	500円	750円	800円
夜間	500円	850円	800円

和室 (30人)	長泉町 (H3)	裾野市 (H19)	三島市 (H8)	小山町 (H3)
午前	600円	1,050円	1,710円	1,700円
午後	700円	1,780円	1,830円	2,200円
夜間	700円	1,890円	2,030円	2,900円

3 公共施設の使用料について（近隣比較③）

④グラウンド（クレーコート） ※照明料を除く

町民	長泉町（H25）	御殿場市（H4）	三島市（S51）	小山町（S57）
午前	無料	3,140円	9,000円	1,300円
午後	無料	4,190円	15,000円	1,500円
夜間	無料	3,140円	14,000円	—

⑤グラウンド（人工芝）

町民	長泉町（H14）	三島市（H20）	清水町（S61）
2時間	3,000円	5,440円	午前 4,000円
	—	—	午後 4,000円
	—	—	夜間 4,500円

⑥マシナーム

	長泉町（H25）	三島市（S52）	御殿場市（R1）	小山町（H21）
市民・町民	100円	200円	200円	200円
市外・町外	300円	200円	300円	400円

⑦学校開放

町民	長泉町（S47）	清水町（H23）	小山町（S45）
学校体育館	2時間 150円	2時間 400円	3時間 600円

3 公共施設の使用料について（基本料と照明料が別の事例）

① ウェルピアながいずみ

採光窓を大きくとる設計で、晴天時の昼間には原則として照明が不要な照度を確保している

町民	アリーナ室	多目的室	中央グラウンド	ミニ運動場
基本料 (2 時間)	1,000円	500円	無料	500円
照明料 (1 時間)	400円	100円	1,400円	350円

② グラウンド

ナイター照明設備は消費電力が大きいいため、別途照明料を設定しているケースが近隣市町でも多い

町民・市民	長泉町 竹原グラウンド	長泉町 桃沢グラウンド	長泉町 学校グラウンド	三島市南二日町 グラウンド
基本料 (2 時間)	1,500円	無料	無料	5,440円
照明料 (1 時間)	700円	700円	700円	2,300円

③ テニスコート

ナイター照明設備は消費電力が大きいいため、別途照明料を設定しているケースが近隣市町でも多い

町民・市民	長泉町中土狩 テニスコート	三島市文教 テニスコート	裾野市民体育館 テニスコート
基本料 (2 時間)	2,000円	1,070円	1,680円
照明料 (1 時間)	350円	500円	530円

3 公共施設の使用料について（改定状況）

近隣市町は平成26年や令和元年の消費税の増税時などのタイミング、あるいは受益者負担の適正化目的で任意のタイミングでも料金改定を実施している。

	H24	H26 消費増税	H28	H29	R1 消費増税	R2	R6	R7	備考
長泉町									各施設の供用開始で設定して以降、改定なし
沼津市		● 施設全般			● 施設全般		● 体育施設		R6、体育施設は受益者負担の適正化目的で改定
三島市					● 施設全般			● 市民体育館	R7、市民体育館の大規模改修時に改定 R8、キャンプ場の改定を検討中
御殿場市		● 施設全般			● 施設全般			● キャンプ場	R8、PG場のダイナミックプライシング（土日祝の高単価、需給による変動型）改定を検討
裾野市		● 施設全般			● 施設全般				
清水町			● 施設全般						H26の消費税の増税分をH28に改定
小山町	● 体育施設	● 文化会館		● 福祉会館 (指定管理対応)				● キャンプ場	H29、福祉会館は指定管理者制度への移行時に改定 H24の体育施設・R7のキャンプ場の改定は受益者負担の適正化

4 公共施設の減免について（減免基準）

■ 減免とは

施設使用料については、原則有料としている施設が多いが、施設によっては、設置者（自治体）が使用する場合や特定の団体が公益のために使用する場合等、特別な場合は使用料を減免できることとなっている。

なお、減免の主な目的は次のとおりとなっており、施設ごとに設置目的を踏まえたうえで、減免の幅を決定している。

- (1) 政策推進のため
- (2) 経済的支援のため
- (3) 公益上の必要性のため

■ 減免の問題点

負担の公平性・公正性の観点から見ると次のような問題点が考えられる。

【受益者負担の原則が損なわれる】

公共施設の使用料は、民間施設と比較すると一般的には低額に設定されていることから、さらに減免することによって受益者負担の原則が損なわれるおそれがある。

【受益が偏る】

減免の適用範囲を広げることにより、負担の公平性が確保できず、受益が偏ってしまう。

特に自治体から補助金等により財政的援助をしている団体等については、減免することにより、いわゆる二重の補助となり、他の者との経済的負担の格差がさらに広がってしまう。

【行政への依存傾向が強くなる】

減免の適用範囲を広げることにより、必要以上に行政への依存化傾向が強くなり、使用者の自立・自助を妨げるおそれがある。

【減免の既得権益化】

一度減免とすると、減免が既得権益化してしまい、後に使用料を徴収することが難しくなる。

4 公共施設の減免について（近隣比較）

①地区センター

当町の場合は設置目的が防災であるため、防災目的に100%減免が適用される。
近隣も、地区センターの性質から自治会は100%減免が多く、区民利用を主目的とする傾向である。
また、生涯学習施設（コミュニティながいずみ）、文化センターと同様の使用が多いことから、当町は教育機関、公共的団体、社会教育関係団体が100%、文化事業団体も減免対象としている。

（減免率、%）

減免種別	長泉町	沼津市	三島市	裾野市	御殿場市	清水町	小山町
市・町・教委	100✕	100	無料	100	100	100	100
公共団体	50		無料		100		
公共的団体	50		無料		100		
教育機関	100		無料				100
市町が共催	100		無料	100		100	50
自治会	100		無料	100			
地域活動団体	50		無料	100			
社会教育関係団体			無料	50			
65歳以上団体			無料			100	50
障害者団体			無料				50
小中学生主体の団体			無料				50
公益活動に使用		100	無料				
防災活動に使用	100		無料			100	

✕町主催での使用について、当町の場合は減免規定はあるものの適用せず、指定管理施設は指定管理者の収入であるべき観点から、直営・指定管理施設ともに歳入・歳出として執行している。（他の施設も同様）¹⁶

4 公共施設の減免について（近隣比較）

②生涯学習施設

当町は教育機関、公共的団体、社会教育関係団体が100%、文化事業団体が50%である。
近隣では、御殿場市と当町はほぼ同等。「文化事業団体」は当町ならではの減免対象。当町は手厚め。

（減免率、%）

減免種別	長泉町	沼津市	三島市	裾野市	御殿場市	清水町	小山町
市・町・教委	100✕	100	100	100	100	100	施設なし
市町が後援	50						施設なし
市町が共催	100		100	100	50	100	施設なし
国・地方公共団体	50						施設なし
教育機関	100				100		施設なし
公共団体	100		50		100		施設なし
公共的団体	100		50		100		施設なし
社会教育関係団体	100			50			施設なし
文化事業団体	50						施設なし
地域活動団体					50		施設なし
65歳以上団体						100	施設なし
公益活動に使用		100					施設なし

4 公共施設の減免について（近隣比較）

③文化施設

当町は②生涯学習施設の減免規定を準用している。
近隣も生涯学習施設と同等の減免規定の自治体が多いが、②同様「文化事業団体」に当町は手厚め。

（減免率、％）

減免種別	長泉町	沼津市	三島市	裾野市	御殿場市	清水町	小山町
市・町・教委	100✕	100	100	100	100	施設なし	100
市町が後援	50					施設なし	
市町が共催	100	50	30	30	50	施設なし	50
国・地方公共団体	50	30	30	30		施設なし	
教育機関（公立）	100	30	30	30	100	施設なし	100
教育機関（私立）	100	30	30	30	25	施設なし	100
公共団体	50				25	施設なし	
公共的団体	100		30	30	25	施設なし	
社会教育関係団体	100		30	30		施設なし	
文化事業団体	50					施設なし	
地域活動団体				30		施設なし	
65歳以上団体						施設なし	50
障害者団体						施設なし	50
小中学生主体の団体						施設なし	50

4 公共施設の減免について（近隣比較）

④ 体育施設（学校開放除く）

当町の社会教育団体傘下の団体の週 1 免除、週 2 以上は50%減免は内規を運用している。
近隣は社会教育団体は50%減免が多く、当町のスポーツ団体への週 1 回（月 4 ～ 5 回）免除は突出して手厚い。

（減免率、%）

減免種別	長泉町	沼津市	三島市	裾野市	御殿場市	清水町	小山町
市・町・教委	100※	100	100	100	100	100	100
教育機関	100			100			100
社会教育団体	100			50		50	
社会教育団体傘下の 団体（週 1 回まで）	100						
社会教育団体傘下の 団体（週 2 回以上）	50						
市町が共催			100	100	50	100	50
公共団体			100				
公共的団体			100			50	
競技団体の市民大会			100				
中体連				100			
65歳以上団体						100	50
障害者団体						50	50
小中学生主体の団体							50
自治会バレー大会		100					

4 公共施設の減免について（近隣比較）

⑤ 学校開放

当町は④体育施設の減免規定（内規）を準用している。
市町によって使用料がそもそも条例上なしの場合も。④体育施設と同じく、当町のスポーツ団体への
週1回（月4～5回）免除は突出して手厚い。（減免率、％）

減免種別	長泉町	沼津市	三島市	裾野市	御殿場市	清水町	小山町
市・町・教委	100✕	100	100	100	無料	100	100
教育機関	100				無料		100
社会教育団体	100			100	無料	100	
社会教育団体傘下の団体（週1回まで）	100				無料		
社会教育団体傘下の団体（週2回以上）	50				無料		
市町が共催				100	無料	100	50
自治会	100	100		100	無料	100	
公共的団体					無料	100	
65歳以上団体					無料	100	50
障害者団体					無料	100	50
小中学生主体の団体		100			無料		50
青少年健全育成のための市民大会		100			無料		
消防団				100	無料		

4 公共施設の減免について（減免規定がない場合の収入想定）

減免規定を廃止した場合の年間収入を想定。
全ての公共施設で年間約2,167万円を減免している推計になる。

(円)

	現状の収入額	減免ない場合の想定収入	差引（減免額）
直営施設	13,899,400	29,090,901	15,191,501
指定管理施設	100,328,074	106,810,438	6,482,364
合計	114,227,474	135,901,340	21,673,866

4 公共施設の減免について（指定管理者の収入想定）

減免規定を廃止した場合、使用料収入が増加し、それにより指定管理料を抑えることができる。
施設ごとの推計は以下のとおりである。

(円)

施設名	減免額（推計） （A）	現在の指定管理料 （B）	減免規定を廃止した場合の 指定管理料（B-A）
文化センター	2,885,000	98,000,000	95,115,000
健康公園	427,000	142,560,000	142,130,000
ウェルピアながいずみ	3,000		
桃沢野外活動センター	0		
桃沢工芸村	0	56,800,000	56,508,000
桃沢グラウンド	292,000		
桃沢キャンプ場	0		
竹原グラウンド	2,112,000		
御嶽堂テニスコート	0	33,570,000	31,177,000
中土狩テニスコート	179,000		
勤労者体育センター	102,000		
福社会館	352,000	49,000,000	48,648,000
いずみの郷	131,000	37,000,000	36,869,000
合計	6,483,000	416,930,000	410,447,000

約650万円削減

4 公共施設の減免について（先進自治体の考え方）

■減免の基本方針

市の施設を維持管理していくためには、管理要員の人件費をはじめ、電気、水道、ガス等の光熱水費や清掃、修繕等の費用が必要となるが、使用料を減免すればその分これらの経費を税金で賄わなければならない。

しかしながら、税金を支払っている市民の中には市の施設をほとんど利用しない人も存在することから、自分の支払った税金を自分が使用していない施設の維持管理費に充てられてしまい、負担の公平性が損なわれることとなる。

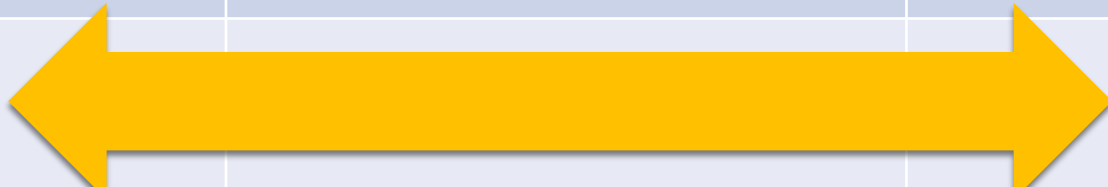
このような状況を踏まえたうえで、受益の偏りや既得権益化等の問題点を解決していくためには、いかなる施設であっても、原則として「受益者負担の原則」の考え方にに基づき、使用料を徴収する必要がある。そして、そのうえで、施設の設置目的に応じ、政策推進、経済的支援、公益上の必要性等を考慮し、具体的な適用基準を明確にして減免の対象としていく必要がある。

5 施設ごとの特性による受益者負担割合の考え方①

行政サービスとして提供する公の施設は、道路・公園・福祉施設など市民に必要な施設であるが、市場原理により民間によるサービスが提供されにくい施設から、浴場・プール・スポーツ施設の運営など、民間においても同様のサービスを提供している施設まで、幅広く存在している。

このため、公の施設に関する使用料の基準を設定する際、すべての施設において、一律に受益者負担の原則を適用することは難しいことから、各施設におけるサービスの内容を性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定することとする。

■ 必需性による分類

分類	I	II	III	
施設の性質	民間企業において同様のサービスを提供している施設	一定の公益性のもとに特定の受益者の利便を図る施設	住民生活において必要な水準確保や社会的弱者の擁護、教育補完など公共性の高い施設	
必需性	低い			高い

5 施設ごとの特性による受益者負担割合の考え方②

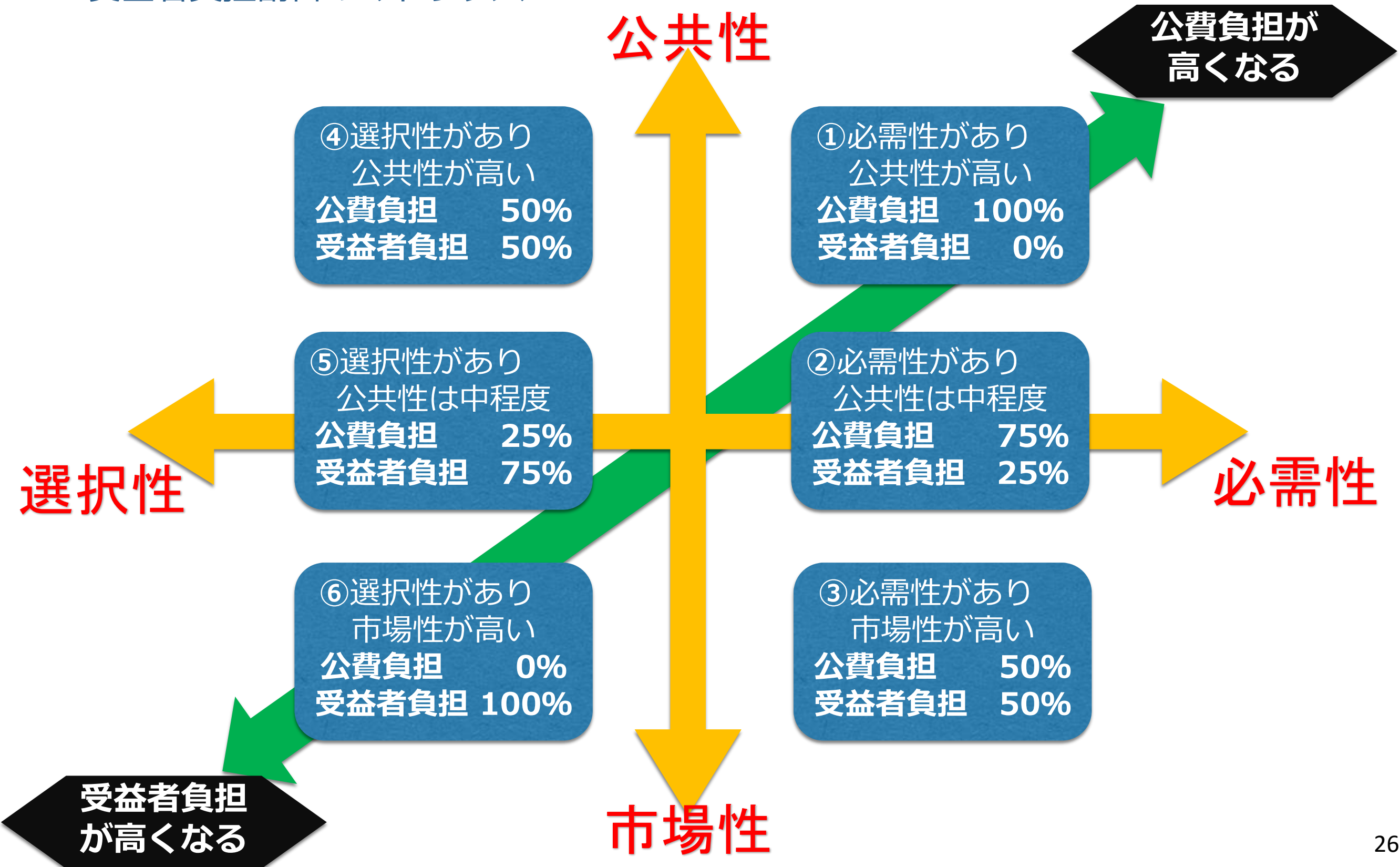
■市場性による分類

分類	収益性	市場性
A	収益性が全くないか、極めて低く、民間企業においてサービス提供が困難な施設	低い
B	収益性が低く施設の使用料だけでは管理運営費を賄うことが困難な施設	
C	相当の収益性があり、施設の使用料を以って管理運営費を賄うことができる施設	高い



5 施設ごとの特性による受益者負担割合の考え方③

■ 受益者負担割合のマトリクス



本日議論していただきたい事項

論点 1 補助金の効果検証について

- ・ 団体補助金の必要性
- ・ 事業費補助金の成果

論点 2 公共施設の使用料の妥当性について

- ・ 料金改定の必要性
- ・ 受益者負担と料金区分担のバランス

論点 3 公共施設の減免規程のあり方について

- ・ 受益者負担と公費負担のバランス
- ・ 減免規程の必要性